

社援協発0416第1号
令和3年4月16日

各 都道府県
消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長
(公 印 省 略)

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第87号）が公布されたところであるが、その内容は下記のとおりであるので、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、本省令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

第一 改正の趣旨及び内容

1 改正の趣旨

規則に規定する会計基準は、企業会計基準委員会が公表する企業会計基準を参考とし、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）に準じた規定としている。先般、企業会計基準委員会が企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」を公表したことを踏まえ、会社計算規則が改正されたことから、規則について所要の改正を行う。

2 改正の内容

各事業年度ごとに組合が作成すべき決算関係書類及び連結決算関係書類には適切な注記（規則第108条）を付すこととされており、会社計算規則に準じて次のとおり改正する。

（1） 収益認識に関する注記（規則第120条の2関係）

「収益認識に関する会計基準」において、収益認識に関する注記の開示目

的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することとされており、当該目的を達成するため、「収益認識に関する注記」として、「収益の分解情報」、「収益を理解するための基礎となる情報」及び「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」を注記することとされた。

この趣旨を踏まえ、会社計算規則第115条の2において「収益認識に関する注記」が規定されたが、有価証券報告書提出会社以外の会社において、同条第1項各号に掲げる全ての事項を注記することは、当該会社の実務的負担となるおそれがあるため、同項ただし書において、会計基準で規定されている注記の一部について注記の省略が認められており、「収益を理解するための基礎となる情報」(同項第2号)のみが必須の事項とされた。

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）においては、有価証券報告書の作成が求められていないことから、会計基準や会社計算規則における規定の趣旨を考慮し、規則第120条の2に規定する収益認識に関する注記としては、会社計算規則における有価証券報告書提出会社以外の会社と同様、「収益を理解するための基礎となる情報」のみを必須の事項とする。

以上より、収益認識に関する注記として、規則第120条の2第1項において「収益を理解するための基礎となる情報（重要性の乏しいものを除く。）」を規定する。また、同条第2項において、同条第1項に掲げる事項が規則第112条の規定により注記すべき事項と同一であるときは、同項の規定による当該事項の注記を要しない旨を規定する。

(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記（規則第112条関係）

改正前の「収益認識に関する会計基準」における「収益認識に関する注記」は、「重要な会計方針」の注記には含めず、個別の注記として開示することとなっていたが、「重要な会計方針」として注記する内容を定めることは、財務諸表利用者の収益に関する理解を高めるために最も有効であることから、当該会計基準の改正に伴い、「収益認識に関する注記」を「重要な会計方針」として注記することとされた。

「収益認識に関する会計基準」においては、顧客との契約から生じる収益に関する重要な会計方針として、「企業の主要な事業における主な履行義務の内容」及び「企業が当該履行義務を充足する通常の時点」を注記するとともに、これらの項目以外にも、重要な会計方針に含まれると判断した内容については、重要な会計方針として注記することとされ、会社計算規則においても同旨の改正が行われた。

以上を踏まえ、規則第112条第2項各号において、組合が組合員（消費生

活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）第 9 条に規定する組合員をいう。以下同じ。）との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、重要な会計方針のうち、収益及び費用の計上基準（規則 112 条第 1 項第 4 号）の注記に、

- ① 当該組合の主要な事業における組合員との契約に基づく主な義務の内容（第 1 号）
 - ② ①の義務に係る収益を認識する通常の時点（第 2 号）
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該組合が重要な会計方針に含まれると判断したもの（第 3 号）
- を含む旨を新たに規定する。

（3）注記の区分（規則第 109 条第 1 項関係）

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するものであるが、財務諸表に計上する金額に係る見積りの方法や、見積りの基礎となる情報が財務諸表作成時にどの程度入手可能であるかは様々であり、その結果、財務諸表に計上する金額の不確実性の程度も様々となる。したがって、財務諸表に計上した金額のみでは、当該金額が含まれる項目が翌年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性の有無を財務諸表利用者が理解することは困難である。

このため、今般公表された「会計上の見積りの開示に関する会計基準」においては、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるものうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容については、財務諸表利用者にとって有用な情報であることから、財務諸表利用者の理解に資する情報として開示することとしている。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」において、これらの事項が注記事項とされたことを踏まえ、規則第 109 条第 1 項第 4 号の 2 において、注記の区分として表示すべき項目として「会計上の見積りに関する注記」を新たに追加する。

なお、会計上の見積りの変更に関する注記（規則第 109 条第 1 項第 5 号）は、現行制度においても会計監査人監査組合以外の組合では注記が求められないことを踏まえ、本改正において新設する同項第 4 号の 2 についても、会計監査人監査組合以外の組合においては当該注記を表示することを要しない旨の規定（同条第 2 項第 1 号）の対象とする。

（4）会計上の見積りに関する注記（規則第 113 条の 2 関係）

（3）において、注記の区分として、規則第 109 条第 1 項第 4 号の 2 に掲げる「会計上の見積りに関する注記」が追加されたことを踏まえ、規則第 113

条の3の2を新設し同条第1項各号において、会計上の見積りに関する注記の事項として、

- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの（第1号）
- ② 当該事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類の①に掲げる項目に計上した額（第2号）
- ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（第3号）

を規定する。

また、決算関係書類と連結決算関係書類での注記の重複を避けるため、規則第113条の3の2第2項において、個別注記に注記すべき事項（同条第1項第3号に掲げる事項に限る。）が連結注記に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記にその旨を注記するときは、個別注記における当該事項の注記を要しない旨を規定する。

第二 公布日等

- 1 公布日
令和3年4月16日
- 2 施行期日
公布日
- 3 経過措置

第一の2（3）及び（4）の規定は、企業会計基準に準じて令和3年3月31日以後に終了する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例によるものとする。

ただし、令和2年3月31日以後に終了する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができるものとする。（附則第2条）

第一の2（1）及び（2）の規定は、企業会計基準に準じて令和3年4月1日以後に開始する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例によるものとする。

ただし、令和2年4月1日以後に終了する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができるものとする。（附則第3条）